

文教厚生委員会 会議録

=====
日 時 平成30年9月13日（木曜日）
午前10時開会，午後1時28分閉会
場 所 第2委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ①議案第68号 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ②議案第71号 平成30年度土浦市一般会計補正予算（第2回）～歳出全部
- ③議案第72号 平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）

(2) 付託された請願・陳情の審査

①新規分

- 受理番号2 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 受理番号3 新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情
- 受理番号4 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書

4 その他

(1) 各課からの報告

- ①文化・芸術関連の行事について
- ②平成30年度水郷プール入場者数等について
- ③桜川保育所民間活力導入事業の選考結果について

(2) その他

5 閉 会

出席委員（9名）

| | | |
|------|----|----|
| 委員長 | 柳澤 | 明 |
| 副委員長 | 下村 | 壽郎 |
| 委員 | 松本 | 茂男 |
| 委員 | 折本 | 明 |
| 委員 | 福田 | 一夫 |
| 委員 | 荒井 | 武 |
| 委員 | 鈴木 | 一彦 |

委員 塚原 圭二
委員 井上 圭一

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（23名）

教育長 井坂 隆
教育部長 服部 正彦
教育委員会参事 菊地 正和
教育総務課長 平井 康裕
学務課長 元川 宏
文化生涯学習課長 佐賀 憲一
スポーツ振興課 根本 卓也
国体推進課長 北島 康雄
指導課長 鶴田 由紀子
第一学校給食センター所長 日下部 悦子
第二学校給食センター所長 多田 宏
図書館長 入沢 弘子
博物館副館長 木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長 黒澤 春彦
保健福祉部長 川村 正明
社会福祉課長 長谷川 雄一
障害福祉課長 加藤 史子
こども福祉課長 藤井 徹
高齢福祉課長 佐野 善則
国保年金課長 羽生 元幸
健康増進課長 塚本 浩幸
療育支援センター所長 直井 洋明
つくしの家所長 中村 孝一

事務局職員出席者

係長 宮崎 清司

傍聴者（17名）

男 11名
女 6名

○柳澤委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。早速、審査に入りますが、本日は、「新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情」並びに「臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書」について、意見陳述がありますので、まず冒頭に陳情の審査を行いたいと思います。それでは、受理番号3 新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情を議題といたします。陳情者の意見陳述を行いますので、陳情者の方は前へお願いします。

(太田三津雄氏、松田均氏(補助人)、陳情席へ)

○柳澤委員長 陳情者におかれましては、陳情内容から逸脱することなく、概要を述べて下さい。逸脱するようなことがあれば、委員長の方から注意をいたしますので、ご了承願います。なお、陳述していただく時間は、10分以内でお願いします。それでは意見陳述を始めて下さい。

○太田三津雄 サッカー協会の太田です。よろしく願いいたします。今日は、新治運動公園の全面人工芝化のお願いにあがりました。現在、土浦サッカー協会は小学生9個チーム、中学生9個チーム、高校生8個チーム、社会人10個チームが所属し、1,300名余りの選手が活動しております。小学生につきましては、約530名が在籍しております。陳情書にスポーツ少年団登録人数とありますが、これは在籍人員でありますのでご了承ください。今、若い人の中ではサッカーをする人が大変増えております。しかし、土浦市にはサッカー専用グラウンドもなく、その使用については、協会内、他団体との調整に苦勞をしています。また、質の面でも満足できる状態ではありません。新治運動公園においては、以前、常陽新聞でその状態の悪さが載ったほどです。本来、サッカーは芝生で行うスポーツです。ですから、私たちも本当は天然芝のグラウンドを要求したいのですが、天然芝は維持管理に多大なお金を必要とします。また、先日、川口運動公園の芝の一部張り替えていただきましたが、その間グラウンドの使用はできませんでした。現在、使用できるグラウンドが少ない状態で、尚且つ、一定期間グラウンドが使用できないというのは、非常にきついです。と言うことで、私たちは、新治運動公園の全面人工芝化をお願いしたいのです。人工芝は最初コストが高いかもしれませんが、長期的に見れば維持の面でも経費の面でも天然芝よりは良いと思っております。多くの子どもたちが活動しておりますが、いい状態でサッカーをやらせるためにも、人工芝化をお願いしたいと思っております。今日、参加しておりませんが、人工芝化に賛同し署名してくれた2,000名の方々がおります。今日、コピーを持っていますが、その方々を代表して、改めて新治運動公園の全面人工芝化をお願い申し上げます。以上であります。

○柳澤委員長 ありがとうございます。

○折本委員 教育長、やってやれよ。

○柳澤委員長 ちょっと待ってください。ちょっと発言を抑えてください。委員の方で陳情者に聞きたいことがあればお願いいたします。

(発言者なし)

○柳澤委員長 質問等ないようですので、陳情者の方は、ここで退室されるか、傍聴席

で傍聴いただくようお願いします。

(太田三津雄氏, 松田均氏(補助人), 陳情席退席, 傍聴席へ)

○柳澤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど, 陳情者からの説明にあったんですが, 少年団の登録人数と在籍人数の違いがわかれば説明願います。

○根本スポーツ振興課長 登録人数の件なんですが, スポーツ少年団におきましては, 各団員より受け付けを行いまして, 茨城県そして国のスポーツ少年団の方に登録を行っています。29年度の登録人数, サッカーが228名, 野球が324名, ミニバスケットが166名というのが実際の登録人数でございます。陳情書に記載されている登録人数につきましては, 土浦市のホームページの中で, 各団の紹介をするコーナーがあります。その中に団員数の記載がありまして, その人数を合計したものが, サッカーでは528名, 野球が336名, ミニバスケットが135名となっております。これにつきましては, 正式に登録している団員の他に, 一緒に活動している子どもたちがいるということで, 登録の有無にかかわらずということであれば, サッカーをしている子どもたちが一番多いというような状況であります。これについてはホームページで誤解が生じ易いということもございますので, ホームページの掲載の方を見直したいと考えております。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは, 受理番号3番の陳情の採決をいたします。まず, 継続審査とされる方はいますか。

(下村副委員長挙手)

○柳澤委員長 継続審査とされる方が1名ございましたが, 採決としてよろしいですか。
(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 受理番号3, 新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情を, 採択とされる方挙手を願います。

(松本委員, 折本委員, 荒井委員, 福田委員, 鈴木委員, 塚原委員, 井上委員の挙手)

○柳澤委員長 賛成多数です。よって, 受理番号3, 新治多目的グラウンドの全面人工芝化に関する陳情は, 採択することに決しました。

次に移ります。続きまして, 受理番号4 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。陳情者の意見陳述を行いますので, 陳情者の方は前へお願いします。

(高峰一氏, 陳情席へ)

○柳澤委員長 それでは, 先ほどと同じように, 10分以内で概要を説明していただきます。注意事項は先ほど聞いていただいたと思うんですが, 趣旨に添って説明をしていただきますので, 逸脱するような部分があれば, 委員長のほうで注意をいたしますので, よろしくお願いします。それではお願いします。

○高峰一 皆さんこんにちは。私は移植ツーリズムを考える会の高峰一と申します。今日は, 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求めることについて陳情を行います。

昨今は、臓器移植を求める患者が増えるについて、国内のそのドナーが足りません。非常に少ないので、海外に行って臓器移植をしてもらう患者が増えています。日本だけではなく、他の国も韓国、台湾も同じく海外に行って臓器移植をしてもらいますが、その主な目的、国は、中国です。ドナーの同意を取った臓器移植なら医学的に問題はないと思いますが、しかし、中国では、ドナーの同意がなく不法にきた人から臓器を取って売買をしています。中国の不法臓器移植事件は、2006年3月9日に中国の記者アン氏によって初めて暴露されました。彼は、大紀元時報に文書を発表し、中国瀋陽市の結合病院の地下室に6,000名を超える法輪功の学習者が閉じ込められている。学習者たちは、生きながらにして強制的に臓器を摘出され、それらの臓器は営利目的で様々な病院に送られ、取り引きされると書きました。その後、3月17日に同病院の元従業員の女性、アン氏が記者の話に裏付ける証言をしました。彼女は前夫と共に同病院に勤務していました。前夫は眼科の医師でしたが、生きたままの法輪功学習者2,000人以上から角膜を摘出したとありました。その後、3月31日に、瀋陽本部が大紀元時報に記者の話に裏付ける文章を発表をしました。国の文書によると、中国では、1962年から死刑囚及び重犯罪者に対しては国家と社会主義の発展の状況に応じた処置を施し、彼らの遺体を食用に用いました。そして、1984年から重犯罪者の臓器摘出が合法化されました。1999年から中国共産党政権は法輪功を弾圧し、法輪功学習者を敵と断定し、彼らを重犯罪者として逮捕、監禁し、生きたまま彼らの臓器を摘出して売買してきました。病院のような秘密強制収容所は全国で36か所あり、最大のものには、全国各地の法輪功学習者や重犯罪者、政治犯など12万以上が収監されていました。その後、カナダの議会、元議員のデービッド・キルガー氏と国際弁護士デービッド・マタス氏がNPO団体法輪功迫害連盟の依頼により、中国の国家機関及び政府職員が法輪功学習者を対象とした臓器狩りを行い、その過程で多数の法輪功学習者を殺害していることの報告に基づく調査を行いました。同調査団は臓器移植をしている病院のホームページや中国の移植専門家が発表した論文の中からデータを収集し、病院に直接電話してと問い合わせたりして調査を行い、2006年7月6日に調査結果をカナダのマスメディアで紹介しました。その結果によると中国は、ドナーが大量に存在し、手術を待つ時間が非常に短く、長くても1週間以内にはドナーが見つかりました。しかも大量な臓器の出处が不明で、2000年から2005年の6年間に約4万1,500件の臓器の出处が不明でした。同調査団は調査を続けており、最近の報告によると、今まで少なくとも、約100万人を超える中国人が臓器摘出により殺されました。同調査団は、中国の臓器狩りのため、全世界で演説を行っています。日本にも何回もきました。これは彼らが書いた本です。これを見ればわかりますが、現在、我が国、日本の国民も中国の臓器狩りに巻き込まれています。2007年9月、中国瀋陽市に中国臓器移植支援センターを置き、中国で臓器移植手術を行い、仲介をしていた日本人男性が臓器売買などの疑いで中国当局に逮捕されたことがあります。当時、朝日新聞と読売新聞ともに事件について報道したことがあります。報道によると、男性は2003年から逮捕されるまでの約3年間、200人以上の日本人患者を病院に紹介して移植を受けました。この男性は、まだ海外

臓器移植の仲介をしています。臓器移植119とウェブサイトを開いて、日本アンビシ
インターナショナル移植アドバイザーとして活躍しています。インターネットには彼ら
が発表した文書もあります。彼に私が電話したことがあります。今は中国では絶対にい
けないと言っていました。他の国は3,000万円で交換できますけれども、定価は1億
5千万円と言いました。海外臓器移植に携わっているもう1つの団体は、内閣府認証N
PO法人難病患者支援の会です。そのウェブサイトには、さっきの内容が記載されてい
ます。今まで数多くの患者の方と海外に同行し、移植医療に携わってまいりました。積
み重ねた経験と実績を誇りに思っております。最近是中国の病院への紹介が増えており、
理由は、病院に外国人受け入れ窓口があるのに加え、移動時間及び待機時間が短く、患
者様の心配への負担が少なくて済むと書いてます。同ウェブサイトには、2015年1
月から9月までに2,000人以上のドナーから6,000を超える臓器が提供されたと
記載されています。つまり、1人のドナーから平均5つの臓器が摘出されました。ま
た死刑囚の人権尊重から、2015年1月1日から死刑囚の臓器摘出は禁止されてい
ると書いてあります。すると、この大量のドナーは、いったい何処から出てきたのでし
ょうか。中国の臓器移植には、不明な問題が非常に多いです。勿論、他の国には問題が無
いと言い切れません。2015年、インターネットに掲載した文書には、現在、中国や
フィリピンでは移植の話しがございしますが、それは正規なルートでは残念ながらありま
せんと、書いています。臓器移植患者を守り、国民が臓器狩り事件に巻き込まれないよ
うに、私ども移植ツーリズムを考える会は、日本の臓器移植法の改善を呼びかけていま
す。これらの医療により、陳情を行っております。ご清聴ありがとうございました。この
臓器移植の調査の団体はもう2つだけ団体があります。3つの調査団体をまとめて、私
が書いた本ですが、この第3章に臓器移植のことを全部書いてあります。また、インタ
ーネットのホームページもあります。これは、朝日新聞と読売新聞に掲載したものがあ
ります。これは、朝日新聞の文章で、朝日新聞では100人ですね、朝日新聞は200
4年から2005年のデータなので100人ですね。読売新聞では2003年から20
04年までの逮捕されるデータなので200人以上でした。これは、朝日新聞に掲載し
た、これは移植ツーリズム119のホームページです。これは彼です。電話したことが
あります。皆さん調べてもらえればわかると思います。

○柳澤委員長 それでは時間が来ましたので、各委員の方質問があればどうぞ。

○鈴木委員 今回の陳情を土浦市議会に出された理由というのは何ですか。

○高峰一 日本人が海外に行って移植してくると、いろんな問題があるんですね後の。
医療の問題があるので、医療保険ですね、保険がどうやって使うか、国家が保険を払っ
てくれないとか、本人が使うとか問題があるわけです。国会で、厚生省で、この臓器移
植の問題について、移植の医療保険のほうは、合法的に国で払ってくれるか問題がある
みたいですので。これも大きな問題になってますので、重ねて両方でやっています。その
意見も、私たちも皆さん、国会議会にも私たちが陳情をしますのです、そんなことでやっ
てます。

○鈴木委員 今ひとつ理解ができない。土浦市に出された理由を。

○荒井委員 この臓器という問題に対しては、我々市議会のレベルを遥かに超えているものだと思うんです。これは国レベルでやってもらわないと。ですから、先ほど鈴木委員が言われたように、何で市議会に持ってくるのかなというのが不思議なんです。その点はいかがですか。

○高峰一 私たちが国会議会にも行ってます、たぶん市の議会にも行くんですけど、国家の法律を新しく作るには、ただ国会議会でなく全国的に認識しなきゃいけないですよ。ただ国会の誰かが法律を決めようとしたらいけないですよ。マスコミも国会議会にも議員にも、私たちだけじゃなくていろんな地方もマスコミも一緒に動いて、みんな一緒に認識してから法律が作られるんだという話を聞きましたので、いろんなところで陳情をしています。

○井上委員 この陳情内容なんです、中国国内において、理不尽にも臓器を摘出されて亡くなられた方がかなりいるということで、その人たちの人権なり、尊厳を守るために出されるものなのか、それとも、商売で臓器を売買するっていうことがダメなのか、私としては前者として人を助けるためにどうしてもこうした法律の整備が必要なんだということであれば、イスタンブール宣言なんか機能していないようですから。そう言った点では納得できるんですが、本当のところはどうなのでしょうかね。

○高峰一 私がこれを初めて知ったのは、中国で起きた事件ですね。今は中国では犯罪をしていますけれども、中国を越えて外国人もたくさん巻き込まれているんですよ。私たちがやっているのは、日本の国民が、本当に合法的に移植をすれば問題はないです。ですから、私ども具体的に考えるんですけども、全世界の人類のことになってます、ですから、中国に行って臓器移植を受けてもらっても大丈夫ですけども、その出处ですね、提供者の名前と場所を全部確認して、問題ないなら、それで移植しても大丈夫です。今中国では憤慨なものがたくさんありますので、それで犯罪に巻き込まれるとあります。ですから、そういうもので、ただ中国だけじゃなくて、全人類になってます今は。韓国も台湾もみんな巻き込まれていますので。そういう状況になってます。

○下村副委員長 この陳情書の内容は、外国におけることとか各国はとしか書かれていないんですね、中国を特に出しておりませんね。私たちは、内政不干渉とか、そういったことでできないので、特定してどうのこうのは日本政府が考えることであって、私たちがこの議会でそれを防いだと聞いても、できないと思うんです。この内容のとおり陳情をしていただきたいと思います。特定の国名を挙げるということは書いてごさいませんから、私たちは内政不干渉ということで、これは基本的なことです。それを踏まえて陳情をしていただきたいと思っています。

○柳澤委員長 いろんな資料をいただきまして、一番多いのは中国ということで、その辺からの今日の説明だと思うんですが、政治的な部分は一切タッチいたしません。ですから、純粋に、いま中国の実態をお話いただきましたが、そういうことで理解していただけたらいいのかなと思います。高峰さん、話し言葉を聞いてると、生まれは中国ですか。

○高峰一 中国です。

○柳澤委員長 法輪功の会ですか

○高峰一 法輪功の会とは違います。

○荒井委員 確認なのですが、下村委員も言いましたように、内政不干渉していて、うちの議会から国へ要望してくださいと言っても話しが大きすぎて、これ、そうなのかなって気がして、話はわかります、でも私たちにとって、文書はありますが裏は取れません。裏が取れないのに、こうですよと言われても、ちょっと納得が行かないんですよ。

○高峰一 今の2人の方の質問をまとめさせていただきます。1つは外国のことですけれども、国の法律は、1つの国に対してあるいは他の団体に対して、特定した法律で決めることはできないんです。ですから、私たち個々では、陳情する中には、中国のこととは書いておりません。ただ外国に対するで。外国というと皆さんに説明するには根拠がなければいけないんです。本に書いてあるのは中国の他にフィリピンもあるんですね。フィリピンは大量にはないと思うんです。中国は大量に扱われていますので。海外の不法移植という説明するためには、中国のことを言わなきゃいけないんです。そういうことで、中国のことを話しています。

○折本委員 難しいから継続にしておいたら。

○柳澤委員長 まだちょっと待って。他に質問される方はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 臓器移植というのは、決して我々に縁のない話しでもないんですね。土浦市議会の議員の仲間の知り合いが、アメリカで心臓の移植を受けたというのもありました。臓器移植というのがそんなに遠い話でもないんですね。ということは理解をできます。ただ今回、陳情書と一緒に資料をいただいたんですが、あまりにも想像を絶するようなことで。見方によっては臓器を摘出されてしまうんですね。麻酔もかけず手足を縛って取っちゃうと、そのように読み取り方ができるような表現が一部にあったんですね。果たして本当かねと。まずはそこから入りますよね、日本の感覚ではね。そういうことを前段にありまして、私は思うに委員の皆さまには、今までの日本での常識とは違う世界の話しであって、特に中国、説明の中でも協調されていました。確かに、広い国ですから、そういうこともあるのかもしれないし、ないのかもしれないし、ただここにある数字ですね、提供を受けた人の人数とかね。それはそんなに差はないんだろうと思っております。国に対して意見書を出してくれと、陳情ですからありますね。意見書の内容、それもそんなに上記を逸した内容ではないんだろうなというふうに思うんですね。ここです。意見書の中の3番目、臓器移植についての説明から臓器提供後のアフターケアまで、ドナーの家族に対してきめ細やかな対応が可能となるよう移植コーディネーターの確保を支援することとありますね。臓器ネットワークという公益社団法人ですか、いま臓器移植の斡旋とかやってるんですが、臓器移植ネットワークには、コーディネーターという職責の人がいるというふうに、インターネットの情報には出ているんですが、これはどうなのでしょう。今の人数では足りないのもっともっと増やせということなのでしょうかね。

○高峰一 ドナーのことですか。

○柳澤委員長 移植コーディネーター，要するにドナーと移植を受ける方の仲介役だと思っうんすよね。この移植コーディネーターを確保するといっ話しがありますよね。現実問題日本の臓器移植ネットワークといっ組織においては，すでにコーディネーターは存在していると説明が書きにあるんすけど，今の人数では足りないといっことでしょうか。あくまでも日本での話しすよね。

○高峰一 私たちが調べた結果によると臓器移植のネットワークは完璧になっていないんす。行く過程すね。データも毎年変りますので，そのネットワークがあればいいんすけども，そのネットワークの中心が誰になるかも不明す。もし，本当にやるなら，法律でやるなら国家がやるなら法律も確保できるじゃないすか。今，国でやってないすから，いろんな団体があるんで，とても難しいことすから。本当に，国家から決めて厚生省でも誰でもいいし。

○柳澤委員長 公的な機関としていっのを作って欲しいといっのが本心なんすでしょうか。

○高峰一 いろんなものがありますけれども，今，私たちが批判するの，臓器移植の環境整備をも求めることすね。私たちが知っているのは完璧でないといっのは知ってますけど，どうやってやるかは国が考えるもので，先ほど私が自分で考えるといったんすけども，中国に行って，移植してもらってもいいけど，その提供者，ドナーのこととか確認してとかやって欲しい。あくまで，私たち個人の意見なので，これは国が考えることだと思っます。私たちは完璧でないといっことは知ってます。

○柳澤委員長 臓器移植ネットワーク，公益社団法人についても賛否両論がありまして，いろん胡散臭い部分もありまして，表現はそぐわないかもしれないすけども，いっふうな評価も一方でファウルし，ただ，いっこう言っても日本では，唯一な組織といっことらしいんで，非常に難しいところなんすけども，本来であれば公的な機関がやればいいんでしようが，日本にはいっようなところがなく，民間でもいっようなことをやっている，そこについては，高峰さんはあまり問題にされてはいないわけすよね。

○高峰一 はい。国に対する意見書すね。

○柳澤委員長 国のほうでもっときちんと管理をしてちょうだいよと。いっようなご意見。

○高峰一 はい。全体的にはいっす。

○柳澤委員長 他に委員の方ございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 他に意見もないようすので，陳情者の方，ありがとうございました。

(高峰一氏，陳情席退席，傍聴席へ)

○柳澤委員長 それでは，受理番号4臓器移植の環境整備を求める意見書についての陳情の採決をいたしたいと思っます。

○福田委員 日本でも例え，免許証の裏に臓器移植の書くところがあったり，徐々に日本においても臓器移植の道が開かれてきたといっことがあるかと思っんすけれども，皆さんおっしゃるよう，かなり重いテーマでありまして，私は継続審査。

○柳澤委員長 いま福田委員から継続審査という話をいただきました。他の委員の方で継続審査という方はいらっしゃいますか。

(全員挙手)

○柳澤委員長 全会一致で継続審査ということでございます。よって、今回は継続審査といたします。理由はいま福田委員から述べてもらいましたように、非常に難しい問題でございます。我々もですねほとんど勉強も出来ていない状況です。

○福田委員 今度、11月に医師会との意見交換会もありますので、そのような方々の意見も参考にしたいと重めます。

○柳澤委員長 そういうこともございまして、もう少しこれはきちんと、研究をさせていただいて、その上で再度、結論をだしていきたいというふうに考えております。よって、本件は継続審査といたします。引き続き議案の審議に移ります議案第68号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○藤井こども福祉課長 議案第68号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明させていただきます。議案書の25ページをお願いいたします。また、保健福祉部資料は1ページをお願いいたします。説明は、保健福祉部資料でさせていただきます。1改正の理由につきましては、厚労省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正があり、本条例は、この省令を引用していることから、一部改正を行うものです。2改正の内容につきましては、家庭的保育事業等の代替保育について、「保育所などの連携施設」以外の「小規模保育事業者など」からも確保できるように、国の規定が緩和されたことについて、所要の改正を行います。家庭的保育事業者等と連携協力を行う「保育所などの連携施設」は、家庭的保育事業所等の職員が、病気や休暇等で、児童の保育ができない場合に、代替保育の提供をするとされていますが、代替保育の提供については、全国的に確保するのが困難な状況となっていることから、国の規定が緩和されたものです。また、家庭的保育事業は、原則、自園調理により食事を提供することとされておりますが、自園調理が困難な施設に対して、現行の経過措置「5年間は自園調理しなくてもよい」とされているものを10年間に延長し、一定の条件を満たす事業者からの搬入ができるように規定が緩和されたことについて、所要の改正を行います。土浦市の状況ですが、これまで本市では、代替保育の提供が行われた事例はありません。また、食事の提供については、市内に家庭的保育事業を行っている施設はありません。施行日は、公布の日といたします。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 質問はございますか。

○塚原委員 今、お話しがあったように、今後申請によっては、それを受け入れるということになるんですか。その時は管理監督は全て課長のところになるってということですか。

○藤井こども福祉課長 そのとおりでございます。

○塚原委員 その時も、保育所や幼稚園と連携というのが問題になってくると思うんで

すが、それは、他の幼稚園とか保育所と同じように連携をして情報を吸い上げるということでしょうか。

○藤井こども福祉課長 そのとおりでございます。

○井上委員 既にやっ払いこうと手を挙げている事業所とか、あるんですか。

○藤井こども福祉課長 こちらの対象となっている事業につきましては、小規模保育事業所は6か所、事業所内保育事業は2か所土浦にはございます。今のところ家庭保育事業についてはご相談もありませんし、申請もございません。

○荒井委員 確認なんですすが、5年から10年に延びたということでしたよね。それはどのような理由でと思われるんですか。

○藤井こども福祉課長 この家庭的保育事業は、家のような居宅のようなところで、お子さんを預かって、保育するという事業となります。そこでも自園調理が必要になるわけですが、なかなかその家の台所ですら、お子さんの給食を提供するのは難しいという事業所が多いので、すぐには出来ないというところも多いので、5年から10年に延ばされたということだと思います。

○柳澤委員長 他はよろしいですか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第68号に賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

○柳澤委員長 全会一致でございます。よって、議案第68号土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第71号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)～歳出全部を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐野高齢福祉課長 議案第71号「平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)」につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書は、43ページ、保健福祉部の委員会資料は、6ページ・7ページでございます。説明につきましては、議案書でご説明をさせていただきます。議案書の43ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金につきましては、2件ございまして、1件目が、説明欄の補助金の上段、「老人福祉施設開設準備経費助成事業費補助金」で、滝田一丁目に整備を進めております介護保険施設(特別養護老人ホーム)の、開設準備経費につきまして、合計で4,347万円の補助金の内示がございましたことから、補助金の増額補正をお願いするものでございます。なお、この補助金につきましては、全額、県の補助金でございます。

続いて、2件目は、説明欄の補助金の下段、「既存特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業費補助金」で、既存の特別養護老人ホームの多床室を、利用者のプライバシー保護を目的として、間仕切り等を整備することによるユニット化、個室化するための改修事業につきまして、合計で3,080万円の補助金の内示がございましたことから、補助金の増額補正をお願いするものでございます。なお、この補助金も1件目同様、

全額、県の補助金でございます。説明につきましては、以上でございます。

○柳澤委員長 この件につきましてご質問ございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 続いてどうぞ。

○根本スポーツ振興課長 議案書43ページをお願いいたします。9款教育費、6項保健体育費、3目体育施設費、13節委託料、川口運動公園野球場防球ネット設置工事実施設計委託料につきましては、硬式野球で使用する際の場外へ飛び出すファウルボールを減らす対策として、スタンドに防球ネットを設置するための実施設計を行うものでございます。なお、防球ネットは、メインスタンド及び1・3塁側スタンドの設置するものですが、1・3塁側については、スタンド改修時に設計済みのため、今回の補正予算では、メインスタンド、バックネット裏スタンドへの防球ネット設置に係る実施設計を行うものです。

○柳澤委員長 この件につきましてご質問ございますか。

○荒井委員 設計ですよ。そうすると、何年で完成なんですか。

○根本スポーツ振興課長 今年設計をやりまして、工事につきましては、来シーズンが終わってから、来年の11月以降になる予定です。

○荒井委員 その間はどうするんですか。

○根本スポーツ振興課長 その間は今までどおり使っていただきますけれども、専決処分でも報告させていただきましても、場外にボールが飛び出しても、結婚式場のローブの駐車場につきましては、場所を一時使用禁止にさせていただいて、その代わりに市の駐車場を利用させていただき対応をとっていきたいと思っております。

○荒井委員 車でもそうなんですけど、通っている人たちもいるじゃないですか。その人たちには放送で注意すると、そういう感じなんですかね。

○根本スポーツ振興課長 中にいらっしゃる、高校野球等の際には、ファウルボールに注意してくださいというアナウンスを活用してますし、場内に看板を設置しまして、ファウルボールに注意してくださいと、ただ、ファウルボールにおける責任は市ではおえないので、気をつけてくださいと、ただ何かあった場合には大会の開催主催者と被害者の方で話し合いをしていただくと、通常やっておりますので、場外での事故につきましてはそのようなことで進めさせていただきたいと。

○柳澤委員長 他にご質問ございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 続いてどうぞ。

○北島国体推進課長 議案書同じく43ページでございます。9款教育費、6項保健体育費、4目国体推進費につきましては、来年開催される茨城国体に向け、会場施設やその周辺の公共空間の安心安全を確保するために、防犯カメラを整備するための費用でございます。11節需用費は、防犯カメラ設置に伴う光熱水費、13節委託料は、警察からの要請があった場合に、防犯カメラから映像を取り出す作業を行う防犯カメラ画像記録複写作业委託料、18節備品購入費につきましては、防犯カメラ12台の設置費でござ

ざいます。説明は以上でございます。

○柳澤委員長 この件についてご質問ございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第71号平成30年度土浦市一般会計補正予算(第2回)～歳出中 第3款(民生費)、第9款(教育費)に賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○柳澤委員長 全会一致と認めます。よって、議案第71号は、原案どおり決しました。次に、議案第72号平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○佐野高齢福祉課長 議案第72号「平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)」につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書は45ページから51ページ、保健福祉部の委員会資料は8ページでございます。説明につきましては、議案書によりご説明をさせていただきます。議案書の45ページをお願いいたします。今回の補正は、平成29年度介護保険事業の決算に伴います、精算事業で、介護保険の制度上、毎年この時期に補正を行っているものでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出、それぞれに、3,848万2,000円を追加し、総額を112億7,741万6,000円とするものでございます。まずは歳入につきまして、ご説明させていただきます。議案書の50ページをお願いいたします。8款「繰越金」、1目「繰越金」につきましては、平成29年度介護保険特別会計の決算余剰金で、歳出の財源となるものでございます。次に、歳出でございます。次のページ、51ページをお願いいたします。上段の表の4款「基金積立金」、1目「介護給付費準備基金積立金」につきましては、平成28年度の保険料不足分を基金から充当した残金、及び介護報酬等の返還分について、介護給付費準備基金への積み立てを行うものでございます。中段の表の5款「諸支出金」、1項「償還金及び還付加算金」、2目「償還金」につきましては、国・県支出金、及び支払基金交付金の介護給付費交付金に対する超過受入れ分を、返還するものでございます。下段の表の2項「繰出金」、1目「一般会計繰出金」につきましては、市負担分の超過受入れ分を、一般会計に返還するものでございます。説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳澤委員長 この件についてご質問ございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、採決をいたします。議案第72号は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○柳澤委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第72号平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第1回)は、原案どおり決しました。

次に、付託された請願・陳情の審査に移ります。先ほど、受理番号3・4の審査をいただきましたので、残りの受理番号2「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のた

めの政府予算に係る意見書採択を求める請願」を議題といたします。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。紹介議員は篠塚昌毅議員、提出者は、茨城県教職員組合、杉山繁ほか396名、となっています。それでは、朗読させていただきます。

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2019年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願事項でございます。1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。以上でございます。

○柳澤委員長 それでは委員の皆さまからご意見をどうぞ。

○下村副委員長 国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政の中、独自財源による定数措置が行われているとのことなんですが。教育長にお聞きしたいのですが、土浦市の現状はどのようになっているのでしょうか。いわゆる独自財源による定数措置を行っているのかいないのか。

○井坂教育長 義務教育は土浦市じゃなくて茨城県になるので。土浦市単独の理科とか生徒指導員とか、そういう先生は雇ってますが、それは定数というよりも補助的なものですので、1クラスは30人でやっていますんで。

○下村副委員長 県の事業だからというのが1つ。あと独自にやっていると、そしてその請願の中に、厳しい財政、国の財政ですけどねそのような中で、独自財源による定数措置を行っているいくつかの自治体ファウルということで書いてありますんで、それで、土浦市の現状は如何ですかと。

○井坂教育長 土浦市の先生は県の職員でするので、県のほうで1学級40人のところを、明確ではないですけども、茨城県のほうでは40人のところ35人ということで、その請願は県のほうの財源でやっているということです。

○下村副委員長 小学校でですね、英語とか教育の中身に増えてきていると。後、プロ

グラミングが入ってきて、一生懸命研修をされているのかなと思いますけれども、それでも、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、このことなんですが、そういった環境なんですか。いまの現状は。

○井坂教育長 昔から、例えば、私、高校でしたけれども、最後の頃は、中等もやりましたけれども、小中学校の先生は、特に朝8時30分から17時15分まででは絶対に終わらない、時期によっては、学校によっては、夜の10時ごろまで電気がついていたりかは昔からあったので、いまでも改善はしてると思うんですが、あの時間では間に合わない。

○下村副委員長 現状はそういうことですね。ありがとうございます。

○荒井委員 教職員組合に聞くのが本当だろうと思うんですが、計画的な教職員の定数削減って、教育長が言うように茨城県は35人で、もう少し少なくして欲しいという意味でしょうけれども、どのくらいの人数だと思われます？適正というのは。

○井坂教育長 1クラス何人というのは、国によっては、1クラス20人のところもあるし、日本は今は40人ですけども、昔は1クラス50人とかという時代もあったので、義務教育法で、1クラスの定数を40人にする、その時必要な教員の数が、国の予算となると思います。財務省は、教員を4万人減らしても40人学級であれば足りるだけの先生はいる。文科省はそうではないよと、1万人くらい増やさないとダメだよと、よくある新聞報道では1万人増と言っているがあれは文科省の考えであって、5万人の差が出てきます。最終的に教育予算って単年度ですから、文科省より350人多く採用できたとか、予算がどうだとか、新聞報道には出てますけれども、実態は先生方の状況は厳しいと。

○荒井委員 教職員問題はNHKとかいろいろやってますけれども。国の金もだんだん無くなっているんで、難しいなあ。

○鈴木委員 基本的に毎年採択してるんで、基本的にはいいんですけど、真ん中あたりに教職員が人間らしい働き方ができるためのとあるんだけど、教職員の方たちは人間らしく働いていないのでしょうか。

○柳澤委員長 さて、誰が答えてくれるのでしょうか。

○菊地教育委員会参事 人間らしく働いているのを子どもたちに見せるのは仕事ですから、否定したくないのですが、勤務過多という形で、超過勤務と土日勤務との時間がかさんで、いわゆる自分自身の家庭生活が思わしくないとか、精神的に病んでしまう方がいるとか、そういう方もいるのも事実です。

○鈴木委員 苦勞はとともわかっているんですが、採択したときに意見書を提出するでしよ。文言の修正というのがあると思うんですが、教職員の負担を減らすための長時間労働の是正が必要とかそういう表現にしたほうが、いいのではないかなという意見なんですけれども。

○下村副委員長 先ほどの教育長に伺ったご意見の中に、教育行政のほうは、茨城県ですか。これ、茨城県会には出してるんでしょうかね。私たちばかりこれやって、県の議会でも審議しているか。事務局で確認をお願いします。

○井上委員 質問なんですけれど。

○柳澤委員長 参考意見ですよ。

○井上委員 参考意見にお伺いしたいんですけれども。小泉総理の三位一体の改革で、教職員組合さんたちが困っているということなんですか。

○柳澤委員長 答えられる範囲で。

○菊地教育委員会参事 教職員は県費からもらってます。国が半分負担していたのが3分の1になった、残りの3分の2を県が負担することになって県の財政を圧迫していると。ただ、教員の数を減らすことになってはいけないので、それを県で負担されなくならないように、毎年、教員定数の話を出しているということだと思っんですね。大きくは国に2分の1の負担に戻して欲しいというのが、大元にあるんだと思います。それを教職員の声として組合が出していると思います。

○井上委員 本当は県が言うべきものなんですね。わかりました。

○柳澤委員長 いま手元にコピーを配らせていただきました。執行部の方はちょっと待ってくださいね。ちょっと前に校長会との懇親会の際に会長の方からちょっと話しがありまして、新年度の学校長会としての教育委員会に対する予算の要望書、これは後で目を通してください。我々としても今、請願の内容と絡んでくる部分がありそうな気がいたします。目を通していただいて、なるほどなという部分があれば、文教厚生委員会としても執行部に予算の要望をですね、していきたいと考えております。後で、じっくり読んでください。

○鈴木委員 これだったら前もってテーマとして取り組んで、やっていこうと思っんですね。

○柳澤委員長 12月に。

○鈴木委員 そうそう。

○柳澤委員長 他に、この請願についてご意見はありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、受理番号2の請願の採決をいたします。継続審査の申し出はございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 それでは、賛成の方、挙手を願います。

(全員挙手)

○柳澤委員長 全会一致でございます。よって、受理番号2「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」は、採択とすることに決しました。

先ほどの請願につきましては、鈴木議員からもご意見がありましたように、提出する文案のご審議をお願いいたします。事務局より意見書文案の朗読をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 資料の4ページでございます。教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書(案)。学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確

保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請します。記、

1. 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。
 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

あて先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣となっております。以上でございます。

○柳澤委員長 先ほど鈴木委員から中段、「教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり」の表現について、教職員が人間らしい働き方という表現はまずいのではないかと。表現を、例えば、「負担を減らす」という程度に変えてはどうだろうという意見もございます。これについて、皆さんのご意見を頂戴しましょう。

(発言者なし)

○柳澤委員長 事務局、「負担を減らす」に置き換えて、この部分を読んでください。

○宮崎議会事務局係長 明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員の負担を減らすための働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

○柳澤委員長 ちょっと文章が変な感じもするんですが、鈴木委員どうでしょう。

○鈴木委員 負担を軽減する働き方ができるための。

○井坂教育長 これって、超過勤務が70時間とか80時間とか、そういう意味での人間らしくという意味なんで、元々の文章でいいように思います。

○下村副委員長 教職員が人間らしい働き方って、今、教育長からお話しがありましたけれども、超過時間が長いという、ただ、教育者が人間らしくないっていうのはどうなんですかね。表現を過労死するような働き方とか具体的にやったほうがいいんじゃないの。例えば、180時間も働かなければいけない職場環境を変えるとか、長時間労働の是正とか書いてありますけど。

○柳澤委員長 この部分については、委員長及び事務局にらせていただいてよろしいで

すか。読み合せの時に再度意見をいただいて、まずければ訂正しましょう。

○**下村副委員長** この文面はポイント数が違うものがあるので、合せて欲しい。

○**柳澤委員長** 合わせましょう。6行目の部分を修正して提出をいたします。次に、各課からの報告に移ります。まず、文化・芸術関連の行事について説明をお願いします。

○**佐賀文化生涯学習課長** 教育委員会資料の1ページをお願いいたします。例年開催しております、文化・芸術関連の行事について、ご報告させていただきます。1点目でございます。第21回土浦薪能につきましては、10月2日に開催いたします。おかげさまをもちまして、チケットは完売となっております。2点目以降につきましては、第47回土浦市文化祭、第71回土浦市美術展覧会、博物館・特別公開「土屋家の刀剣」、博物館「テーマ展」、上高津貝塚ふるさと歴史の広場「第21回企画展」の各種事業でございますが、以下の会期で開催をさせていただきます。別添でチラシ等をつけさせていただきます。お時間等ございましたら、ぜひご来場いただきたいと存じます。説明は以上でございます。

○**柳澤委員長** 何か質問はございますか。

(発言者なし)

○**柳澤委員長** 続いて、平成30年度水郷プール入場者数等について説明をお願いします。

○**根本スポーツ振興課課長** 教育委員会資料2ページをお願いいたします。水郷プールの入場者数等について報告させていただきます。

今年度は、7月14日から9月2日までの51日間の営業を予定しておりましたが、台風の影響で3日間休場したことから、実質48日間営業いたしました。その入場者数等でございますが、今年は、観測史上最速の6月に梅雨明けし、天候に恵まれたことから、合計入場者数は6万8,021人と昨年より1万9,034人の増となり、入場料収入も5,203万2,780円と昨年より1,548万2,940円の増という結果でございました。

○**柳澤委員長** 何か質問はございますか。

(発言者なし)

○**柳澤委員長** 続いて、桜川保育所民間活力導入事業の選考結果について説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 桜川保育所の民間活力導入事業における事業者の選考結果について、報告させていただきます。保健福祉部資料の9ページをお願いいたします。1の選考結果につきましては、応募は3事業者からありました。選考委員は学識経験者の3名です。選考方法につきましては、申請書類の審査及びヒアリング審査を実施して、総合的判断のもと、評価の高かった事業者を移管先候補事業者として選考しました。(4)の移管先事業者の提案内容と主な選考理由につきましては、選考された事業者は、社会福祉法人 祥風会です。特養老人ホーム 飛羽ノ園と、憩いの里を運営し、土浦市ふれあいセンターながみねの運営を受託しています。移管の手法につきましては、現在の保育所の隣接地に施設を新設し、現在の保育所の土地は、園庭及び駐車場として利用するというものです。

主な選考理由として、隣接地に新施設を建設するとともに、現保育所の土地を活用することで、メリットが大きいことがあり、具体的には、新施設となり、保育環境が向上すること。また、敷地面積が広がることで、園庭のみならず、現在は確保に苦慮している駐車場の問題も解決されること。現在の保育所運営をスムーズに引き継ぐことができ、保護者、児童にとっても環境の変化を最小限に抑えることができることがありました。その他の理由として、所長には40年の経験がある保育士を配置予定であること。ニーズに対応した保育サービスの提供が期待できることがありました。2の事業の経過及び今後の予定につきましては、昨年9月1日に実施対象施設を桜川保育所と決定し、事業を進めてまいりました。8月23日に選考委員会を開催し、選考結果を受けて8月28日に事業者を決定いたしました。今後は、9月末、または10月に三者懇談会を予定しております。移管予定は、32年4月でございます。3のその他 都和保育所の今後の予定につきまして、移管先は、まなべすみれ幼稚園を運営している、学校法人川島学園です。本年12月には、保育所条例の改正を予定しております。31年3月に譲渡契約の締結を行い、4月移管を予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柳澤委員長 何か質問はございますか。

○下村副委員長 先生方は、どうなるのでしょうか。

○藤井こども福祉課長 今、桜川保育所に勤務している正職員については、他の保育所へ異動ということになります。非常勤職員につきましては、出来る限り選考されました事業所に採用していただければと、お話しをしております。

○柳澤委員長 応募者3事業所と書いてあります。他の2社は何処と何処だったでしょうか。

○藤井こども福祉課長 現在、保育事業等を行っている法人であります。非公表としてございますので、ご理解をいただければと思います。

○柳澤委員長 もう1つ気になったのが飛羽の園、飛羽の園では実績はゼロなんですよね。何年前にも同じようなケースがありました。ただ、園長さんが土浦市の保育園のOBで経験何十年のベテランだから問題ないですよということで、その辺を非常に心配しておりまして、その後、あれから2年経つのかな、これといった大きな問題も聞こえてこないの、それで良かったんだろうなという気がいたします。今回、この事業所に決定した最大の理由が、新たに園舎を建ててくれると、そういう部分が大きかった感じなんです。他の2事業者ではそこまで出来なかったという判断でいいのでしょうか。それとも何かあったのでしょうか。

○藤井こども福祉課長 他の事業所様の提案では、この場所から2.7km移設という計画と、今の施設を当分はそのまま使うという提案でございました。

○柳澤委員長 その他ございますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 その他執行部から何かありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 委員の皆さんから執行部にその他何かありますか。

○荒井委員 この前、服部部長と話をしたんですけれども、ランドセル問題、重くて大変だというものなんですけど、いつ頃までに決めるのか。置いておいてもいいとかあるでしょ。文科省から下りてきてるでしょ。

○鶴田指導課長 文科省からの文書は受領して学校に配信をしております。しかしながら、学校では常に全ての教科書を持って家に帰りましょうという指導は行っておりませんで、家庭で学習を必要とする、例えば、国語とか算数とかそういうのは持ち帰って家で学習をすると、学校のみで学習する道徳とか、家庭に持って帰らなくていいものは学校に置いておくようしております。特に児童が重たくてしょうがないような報告はありません。

○荒井委員 まったく違う問題で。風疹の問題、随分テレビでやっていますが、これは市ではどのような考えでいるんでしょう。

○塚本健康増進課長 風疹ファウル年代で実施していなかったということもありますんで、いまのところは広報啓発ということで、ホームページ等でお知らせしております。

○柳澤委員長 他にありますか。

(発言者なし)

○柳澤委員長 なければ執行部の方は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。委員の皆さんは、もう暫くお願いします。

(執行部退席)

○柳澤委員長 それでは、その他に移ります。事務局から説明をお願いします。

○宮崎議会事務局係長 まず、第2回議会報告会についてでございます。事前の委員会時にも協議をしていただきましたが、議会報告会の報告者、報告内容を協議していただきたいと存じます。

○柳澤委員長 事前の委員会で、下村副委員長に一任しております。下村副委員長から報告願います。

○下村副委員長 11月10日、午後2時から市民会館小ホールで、議会報告会が行われますが、報告者については、塚原委員にお願いをいたしました。もう1人操作の方で欲しいなということですが、まだあたっておりません。報告内容については、私から何点か候補をあげたいと思ったんですが、まず仮称土浦市学校給食センターの建設についてを報告したいなと、もう1つ案として、視察をしたときのことなんですけど、前回、高松市のほうで学芸士派遣事業でしたよね、そういったことで土浦市には難しいのかなと思うので、できれば、学校給食センターで15分をやりたいなと思っています。委員の皆さまによろしくをお願いします。

○柳澤委員長 副委員長のほうから、報告者は塚原委員、テーマは学校給食センターについてやっていこうよと、それから、機器の操作を誰かにやっていただきたいという話しがございました。まず、報告者について我こそはという人がいれば。

(発言者なし)

○柳澤委員長 いいですか、塚原委員で。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 では、報告者は塚原委員でお願いします。報告内容についてなんですが、今、学校給食センターについて1本でいきたいという話しがございました。他に案があれば。

(「いいんじゃないですか」の声あり)

○柳澤委員長 それでは、学校給食センター1本でお願いします。機械の操作は誰にやっていただいたらいいですか。

○荒井委員 若い人。

○下村副委員長 井上委員は何かあったんでしたっけ。

○井上委員 マイク係。

○下村副委員長 私もマイク係だ。できれば操作のときだけお願いします。

○柳澤委員長 あと、若い人いないべよ。

○塚原委員 自分でやってもいいです。操作できるものがあるので。

○柳澤委員長 塚原委員1人でやっちゃうと。そういうことで、塚原委員、よろしくお願いします。副委員長と打ち合わせをしてよろしくお願いします。では次に。

○宮崎議会事務局係長 行政視察についてでございます。行政視察先が弥彦村、新潟市で受け入れていただけることで、決定いたしましたのでお知らせいたします。行程表等につきましても、ただ今作成中でございますので、議会報告会のリハーサル時には皆様に配布できるようにしたいと存じます。

○柳澤委員長 次に。

○宮崎議会事務局係長 医師会との意見交換会についてでございます。10月12日が意見交換の日だったのですが、この日に医師会全体の会議が行われるとのことで、日程変更のお願いがございました。10月23日にお願いしたいとのことでした。

○柳澤委員長 皆さんの日程をご覧ください。10月23日どうでしょう。

(「いいでしょう」「問題なし」の声あり)

○柳澤委員長 12日の日程を23日に変更でお願いします。次に。

○宮崎議会事務局係長 次に、全員協議会開催についてです。9月19日、午前9時30分からとなっておりますので、よろしくお願いします。また、最終日の委員長の読み合せの時間もお願いします。

○柳澤委員長 文言の修正が少しありますが、9時10分から？

(「9時」の声あり)

○柳澤委員長 9時からでお願いします。この後、休憩を挟んで、午後1時から受動喫煙の勉強会を委員のみでしたいと思います。では、午後1時まで休憩をいたします。お疲れさまでした。

(午前11時55分から午後1時まで休憩)

○柳澤委員長 ただ今から受動喫煙の勉強会を開きます。先に事務局から話しがありません。

○宮崎議会事務局係長 先日、霞ヶ浦医療センターの事務員が見えられまして、文教厚

生委員会で何年か前に寄附講座の視察をしていただきまして、また同じように視察はいかがでしょうかというようなお話しがございました。

○柳澤委員長 ぜひ見てくださいとのことですね。如何いたしましょうか。

○荒井委員 お任せします。

○柳澤委員長 行きますという方向かな。では、行くということで。後は日程かな。先方は都合はどうなんだろう。こちらの都合だな。皆さん日程を見てください。

○荒井委員 来月2週目、10日頃でお願いします。

○下村副委員長 先方都合もあるから、9、10、11、12のその間でどうですかと。

○柳澤委員長 それでは第2週のいずれかで先方の都合を聞いてください。

○宮崎議会事務局係長 わかりました。

○柳澤委員長 最終日まで結論出るわね。

○宮崎議会事務局係長 本日確認いたします。次に、教職員に関する請願で、県の方への提出状況はどうなのか、県に確認いたしましたところ、県の方にも毎年のように提出されているということです。今回はこれからですが、9月の定例会中に審議することでした。提出されたものは毎回採択されているとのこと。

○下村副委員長 文面の変更なしで。

○宮崎議会事務局係長 そこは確認できていません。

○柳澤委員長 そういうことです。

○宮崎議会事務局係長 ありがとうございます。

○柳澤委員長 それでは、本題に入ります。正式名称すら決定されていない受動喫煙防止条例、前回の勉強会から、ちょっと間があいてしまったんですが、その後、話しをあらかじめさせていただきました。その中で主なものは、日程の中では来年の9月、国体までには何とかね、条例を制定したいなどと始まった話ではあったんですが、ここに来てはもう間に合わないだろうという意見がございました。もう一点は、話を詰めていくとつかの事案が出て参りまして、文教厚生委員会だけの話しではなくなってきまして、例えば、ポイ捨てをチェックしていけば環境美化、さらには屋外の喫煙所の設置の問題だと建設委員会になってしまうということもありまして、文教厚生委員会の範疇を超えてしまうだろうというご意見もございました。また、勉強会の中で執行部のほうから何もその程度ならわざわざ条例化する必要はないのではなかろうかというような意見もあったことは事実でありまして、もろもろ重ね合わせまして、さらに言うと、年が明ければもう我々は選挙態勢に入ってしまうんですね。果たして選挙の時期になってこの会議を複数回持てるかどうか非常に疑問になってまいりました。ではどうするんだ、まず、これも私案なんです、いずれにしても船は出発してしまっているんでどっかに落とし所を見つけなければならない。どういうふうにしようか、もろもろの皆さんの意見を集約すると、まず、文教厚生委員会では範疇を超えてしまうということであれば、例えば、特別委員会とそういう形で、議会全体としてこれから協議をしていったほうがいいのではないのかということに大体行き着いてしまう、その前段として、執行部からの条例案という方法もあるんだらうと、そういうご意見を言う方もいらっしゃいました。

しかし、当初のスタートはですね、あくまでも議員提出議案でやっていこうよと、この辺は最低でも皆さんの意思は統一しているんだろうと解釈しておりました。で、やるのであれば最後まで議員提出議案という形で持っていきたい。さっき言いました執行部のマナーの問題ではという件については、条例云々でもかまいやしないけれども、実際に駅前で、いまでもたまに見かけはするんですが、歩きながらタバコを吸っていたり、立ち止まってタバコを吸っていたり、いくらマナーの問題と言っても、何の裏付けもなく下手に注意をすところいう時代ですからね、どういう展開になるかもわからない。そういう心配もございまして、いわゆるそう言うふうに公共の場所ではタバコを吸って欲しくない、それは指導という立場で注意をする人も当然必要になってくる、その人はどういう裏付けを持ってそのようなことをできるかと、それには条例化という裏付けが必要なんだろうという思いもあります。そんなこんなそうして考えると、12月の定例会に向けて、今現在ほとんど決めてはいない状態で、逆にこれ決めてしまうと議会全体の話になった場合には、またいろいろと問題が出かねないという気もしますので、基本的な部分だけを押さえていってその基本的な部分と言いますのは、議員提出議案、条例化、条例化と言えどどの辺まで、それから、場所の指定とかですね。その基本的な部分だけ我々で、委員会で押さえておいて、それを12月の定例会に、まず、議運にかけてもらう。で、議運の中でいろいろ揉んでもらって、その結果をどうするこうするという話しにはなってくるんですが、一旦、議運に預け、その後、年が明ければ選挙に入っていくんでなかなかそういうふうなことをやっている時間も取りづらいということで、改選後に改めて、この会を立ち上げ、その時にはどういう形になっているか見えてはこないんですが、もしかしたら、特別委員会とかそういう形で、全体としてこの問題を話し合っていくそういうところが、いま現在ではベターなのかなというような気がしております。いまの内容につきまして、皆様のご意見を頂戴し、その結果最終的に話をまとめていきたいというふうに思っております。どうでしょう。話はどっからでも構わないです。鈴木議員はどうですか。

○鈴木委員 とりあえず条例を任期中に作るのは間に合わないというのは皆さん共通の認識だと思うんで、とりあえずの着地点ですか、船の着きどころ、これを考えて行くのがいいと思うんですけれど、とりあえず、分煙を徹底するための、国体の期間中でもなんでもいいから、市から簡単な決まりを出してもらおうとか、吸う場所を作ってもらおうとか、そういうところをとりあえずの落としどころにするというのが妥当な線なのかなと思うんですが、私の意見としては。

○柳澤委員長 まず、条例化の前に喫煙場所をきちんと整備をしてもらうと、国体までにとのことですね。これは場所としては土浦の駅前？神立、荒川沖も含めて？

○鈴木委員 私は吸わないですけど、皆さんの行動を見ると、必ず駅に着く度に吸う場所を探しますよね。その時に、ある、ないでは大きく違うんで、まず、駅に着いたらタバコを吸って、税金を納めている人が吸う場所があるっていうのは大事なことだと思うんで、それを求めることが着地点かなと思います。

○柳澤委員長 内部的にはどうしましょう、議会の流れ的には。

○鈴木委員 流れとしては議運で諮ってもらえないんじゃないですか。特別委員会をつくるにしても、我々からの要望としては、一本にして条例をつくるべきだということを出したとしても、議長一人の判断ではできないでしょうから、議運にかけようから。そういう流れをつくってもらおうというのが。

○柳澤委員長 それは3月まで？12月まで？

○鈴木委員 改選前にやったことっていうのは、特別委員会というのは継続されるのでしたっけ。

○柳澤委員長 されないんだよね。

○荒井委員 されないと思うよ。

○柳澤委員長 今現在の議員が改選後も何人かは残ってくるんで、そこで改めて新しい話を持ち上げてということになるんでしょうよね。

○荒井委員 今度委員会が違うよ。

○柳澤委員長 委員会が違って議員であることには変わらない。だから、健康被害だけじゃなくて、環境美化とか、設備の問題とか、いろいろ出てくるんで、どっから出てきても構わないだろうなという気はするんですね。ですから、もし改選後にこのメンバーの中で、何人か残っているのであれば、その中から話しが出て行って欲しい。それ以前に議運に諮ります。その後、当然全協になってくる。議運の中で、これは乗っけようという話になれば全協にかかります。全協で皆さんの意見を拝聴し、じゃ、改選後にやるべやと話になれば、自ずと改選後にできてきますから、補償はないですけど、担保はないんですけど、そういう話しになっていけば、自然に改選後に出てくるんだろうと。その程度しかないんだろうね。

福田委員どうですか。

○福田委員 鈴木さんに同意ですね。

○柳澤委員長 基本的に一緒？12月定例会には議運にかけていきたいと。

○福田委員 議運でどういう議論になるかわかりませんが。

○柳澤委員長 近々、議長、議運の委員長と私と3人で話し合いを持つ予定であります。そんな中で、前段でどういう話しになるか。また、各会派から議運も含めて委員も出ておりますので。このメンバーを見ますと、全会派おりますもんね、ですから各会派に持ち帰ってもらって、その意見を聞いていただく、そんなものを12月の定例会に。冒頭にファウル程度意見が出てくるでしょうから。あれ、議運に諮るのにはどのタイミングで諮るのが一番いい。

○宮崎議会事務局係長 前もって議長、委員長に話しておくのがいいと思うんですが。

○柳澤委員長 前もって下話はしておく。

○宮崎議会事務局係長 議運にあげる内容というのが。

○柳澤委員長 内容は、今日で詰まればいいけど、詰まらなければもう一回ぐらい会議をもって内容を詰めていけると思うんだけど。12月の冒頭には上げたほうがいいのかな。

○宮崎議会事務局係長 11月に議運がありますので。

○柳澤委員長 事前委員会の辺り。

○宮崎議会事務局係長 事前委員会ではもう議運が終わってしまいます。11月22日だと思います。

○柳澤委員長 11月の半ばには骨子を固めて議運に出さなきゃいけない形にしてなきゃならないよな。

○荒井委員 今議会で議運のほうにアプローチをしておいたほうがいいんじゃないの。

○柳澤委員長 もう議長には話しはしてあるんだ。議長から近々議運の委員長を含めて3人で話し合いをすっぺよということ。

○鈴木委員 正副議長の正副委員長でやったほうが。

○柳澤委員長 それはどちらでも。いずれにしても3者。そこに何人入るかは別にして。そういう形で下話をしていこうよという話し。それを前段にしてもらって。

井上委員どうでしょうか。

○井上委員 私も鈴木委員の意見に賛同で、国体に合せていかないと意味がないんで、せっかくアピールするわけですから。分煙を推進しているバッチとしてね。条例は後でもね。そのくらい出来ていればある程度形になるのかなと。喫煙場所が確保できればアピールになるのかなと。

○柳澤委員長 下村委員どうでしょう。

○下村副委員長 文教厚生委員会の範疇を超える、議会全体で協議をしたらとの話があると、現段階では条例づくりは間に合わないだろうということで、既存の条例であって、マナーの問題ではないかと考えているというのが執行部ですけれども、落とすところとしては、議員全員が、分煙だとか受動喫煙を共有して、いわゆる分離するんだと、あるいは喫煙場所を決めるんだといったことを、きちんと全協でやらなければいけないと思うんです。その前の段階では議長、副議長、議運にかけてもらって、全協に出してもらおう。条例はできないのであれば、市の執行部に、議会全員の考え方として、来年の国体に向けて喫煙場所を設定するとか、受動喫煙にならないように喫煙マナーを徹底してくださいとか、いろんなポスターなり啓発するものを作ってもらおうようなことで、もう終わりにするしかないと思うんですよ。それ以上できないから。

○柳澤委員長 今期はね。

○下村副委員長 今期は。だから、やれるところまでやる。議員全体の意思だよということを経営部にお問い合わせするようものを考えていかなければだめだと思います。議運と全員協議会ということで。それしか方法はないのかなと気がするんですけども。

○柳澤委員長 折本委員どうでしょう。

○折本委員 俺は関係あんめよ、タバコも吸わないし。

○柳澤委員長 荒井委員どうでしょう。

○荒井委員 副委員長と同じ意見です。

○柳澤委員長 塚原委員どうでしょう。

○荒井委員 私も同じです。

○柳澤委員長 皆さんの意見としては、まず今期中にできる範囲で物事をつめていこう

と。例えば、喫煙場所を国体までにきちんと整備してもらおう。そのためには、委員会だけじゃなくて議会全体の統一した意見として執行部に申し入れるということですよ。それと鈴木、福田委員のほうから、同じように喫煙場所を設定してもらおう、さらに、改選後に向けて条例を制定できるような方向で進めていければというニュアンスで私は聞いたんですけれども、それでいいですか。

○鈴木委員 はい。

○柳澤委員長 意見はそんなものですよ。12月の議運が開催するまでには、今の皆さんの意見を骨子として、議長及び議運の委員長と話し合いをし、彼らの意見も取り入れて、いいところで着地をさせていければというふうに考えています。そんなところでいいでしょうか。その中で、私個人の意見としては、議員提出議案として条例を制定していければというふうに考えているのが相当あるんで、その辺も含めて話し合いをさせてもらいます。その結果、そういう方向で行こうかということになれば、また改めて皆さんのご意見を頂戴しながら、この辺だけ押さえていこうよと、ポイントについて相談をかけて行きたいというふうに考えております。そういうふうな流れとしてなるかならないか未知数なんですけど、もし、そういう流れでいけたときには、再度またこの会議を招集させていただくということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 とうことで、執行部との勉強会は当面なしということですね。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 年内にその辺の話し合いを持って、年明けには基本この件はあまり触らないと。ただ、問題はその、喫煙場所を執行部のほうで作らなければ、12月でも3月でも定例会はありますから、その定例会中にきちんと話をし、遅くとも8月までには喫煙場所をきちんと整備して貰いたいということで、それはもう条例化するしないに関わらずきちんと話しをしていくと。そんなところでいいですね。

(「はい」の声あり)

○柳澤委員長 では後ほどこの件については、また連絡いたします。他に皆さまから何かありますか。

(「なし」の声あり)

○柳澤委員長 なければ以上で終わります。ありがとうございました。